

平成 28 年熊本地震における当課の人工透析医療の確保に係る取り組みを振り返って

厚生労働省 健康局がん・疾病対策課 石上晃子

key words

厚生労働省防災業務計画, 日本透析医会災害時情報ネットワーク

▶ はじめに

人工透析医療は、災害時において、慢性腎障害患者に対して継続して提供する必要があるほか、クラッシュシンドロームによる急性腎障害患者に対して提供することも必要であり、その提供体制を確保することが重要である。

平成 28 年 4 月に発生した平成 28 年熊本地震においては、一時的に熊本県内の複数の透析医療機関で人工透析医療の提供が困難となったものの、被災県内外の関係機関が連携すること等によって人工透析医療の確保に努め、長期にわたり人工透析を受療できない患者は見られなかった。

本稿では、平成 28 年熊本地震における人工透析医療確保について、厚生労働省 健康局がん・疾病対策課の取り組み等を振り返るとともに、災害時の人工透析医療確保について私見を述べる。

▶ 平成 28 年熊本地震における人工透析医療の確保について

(1) 平成 28 年熊本地震における当課の人工透析医療確保に係る取り組みについて

①透析医療機関の稼働状況、ニーズ及び患者の受療状況の把握

平成 28 年 4 月 14 日及び 16 日、熊本県熊本地方を震源とする最大震度 7 の地震が発生した。当課では、14 日の発災後まもなく、熊本県を中心とした周辺地域の透析医療機関に関する情報収集を開始し、被災県や、公益社団法人日本透析医会、熊本県透析施設協議会、一般社団法人熊本県臨床工学技士会等の関係機関と協力して、透析医療機関の稼働状況、ニーズ及び透析患者の受療状況の把握に努めた。人工透析医療が提供できなくなった医療機関に関しては、設備の破損や、人工透析の実施に必要な水の不足等、人工透析医療が行えない理由を確認し、各透析医療機関のニーズを行政や関係機関等の間で共有した。特に、人工透析の実施に必要な水の確保が困難な医療機関に関しては、給水の必要性や 1 日に必要な水の量等の情報を共有し、必要な水が円滑に供給されるよう、関係機関間の橋渡しに努めた。

②各種事務連絡の発出

透析医療機関の情報を把握すること等と並行して、各種事務連絡の発出を行った。

まず、4 月 14 日には、九州厚生局、熊本県、

公益社団法人日本透析医会に対して、事務連絡「災害時の人工透析医療の確保について」を發出し、人工透析医療の確保について万全の体制を確保するとともに、厚生労働省への情報提供を依頼した。

また、4月16日には、同日未明の地震によって透析医療機関の被害が拡大したことに伴い、透析患者が、被災地以外で透析医療を受ける必要が生じた場合に、円滑な受療が可能となるよう、全国の都道府県に対して、事務連絡「被災地の透析患者等の受入体制の確保等について（協力依頼）」を發出し、被災地からの透析患者の受入透析医療施設、患者等の宿泊施設の確保及び受入に係る調整等について、特段の配慮・協力を依頼した。

（2）平成28年熊本地震において人工透析医療が円滑に確保された要因

4月16日の夕方には、おおむね県内で人工透析医療の確保が可能であることが確認された。円滑に人工透析医療が確保された背景には、様々な要因があったと考えられるが、本稿では、特に関係機関における取り組みの観点から、いくつか挙げてみる。

まず、熊本県においては、県内の関係機関が、県内の全透析医療機関のリストを確保していたため、行政及び関係機関は、発災後直ちに各医療機関への聞き取り等を開始し、状況を確認することが可能であった。

次に、熊本県透析施設協議会では、公益社団法人日本透析医会の災害時情報ネットワークを介して、県内の全透析医療機関の情報を収集することができるような体制を構築していた。このため、行政や関係機関による情報収集の手段がほぼ一本化されており、効率的な情報の収集が可能であった。

このようにして得られた情報を踏まえて、被災県、被災県及びその周辺県の関係機関、各透析医療機関が密に連携してきめ細かい調整を行ったことにより、円滑な患者の転送や、水の確保が可能となり、発災後早期の人工透析医療確保につながったと考えられた。

▶ 災害時の人工透析医療の確保について

（1）厚生労働省防災業務計画における人工透析医療確保に係る記載について

災害時の人工透析医療確保の在り方に関しては、平成13年制定、平成29年2月修正の「厚生労働省防災業務計画」に記載されている。

まず、防災体制の整備に関して、都道府県は、災害時の人工透析医療を確保するため、人工透析医療に係る被害状況等の情報を収集する職員を定めるとともに、公益社団法人日本透析医会その他の関係機関と協力し、透析患者の受療状況及び透析医療機関の稼働状況の把握並びに必要な水・医薬品等の確保に努めることが示され、厚生労働省健康局は、都道府県が行う人工透析医療に係る防災体制の整備に関し、必要な助言及びその他の支援を行うよう記されている。

また、発災後の応急対策についても、被災都道府県を中心に、災害時の人工透析医療確保に係る窓口担当者の設置、情報収集及び連絡、水及び医薬品等の確保を行うことにより、人工透析の供給体制を確保することが示され、厚生労働省健康局等は、これらの措置に関し、必要な助言及びその他の支援を行うよう記されている。

災害時の人工透析医療確保にあたっては、これらの記載に基づき、関係機関が連携して対応することが求められる。

（2）災害時の人工透析医療の確保に係る事項について

厚生労働省防災業務計画に防災体制整備について記載されているように、災害時に円滑に人工透析医療を確保するためには、平時からの備えが重要と考える。例えば、都道府県や関係機関においては、あらかじめ災害時の人工透析医療確保に係る窓口を設置しておくことや、都道府県内の透析医療機関の一覧を確保しておくこと、各医療機関の透析患者数等の基礎情報を把握しておくことが望ましい。また、都道府県毎に、発災時の透析医療機関に関する情報の発信及び収集の手段を明確

にして、行政や関係機関で共有しておくことにより、発災時に遅滞なく透析医療機関の情報の収集に着手し、関係機関間で円滑に情報を共有することが可能となる。これらのことから、発災時の情報の発信及び収集の方法を想定していない都道府県においては、日本透析医会災害時情報ネットワークの活用等、情報の発信及び収集の手段を明確にしておくことが重要と考える。また、これらの防災体制を整えるなかで、行政や関係機関が、平時から顔の見える関係性を構築しておくことが、発災時の円滑な人工透析医療確保にもつながるのではないかと。

当課においても、平時から、各都道府県の人工

透析医療に係る防災体制についての把握に努め、発災時には、都道府県を中心として適切に人工透析医療が確保されるよう、現場の状況をくみとりつつ臨機応変に対応したいと考える。

▶ 結語

平成 28 年熊本地震において、当課は、被災県や関係機関と連携し、人工透析医療の確保に努めた。災害時に円滑に人工透析医療を確保するためには、当課を含め、関係各所における平時からの備えが重要であり、引き続き対策に取り組みたい。